

(1) 1967年5月26日(金曜日)

公 報

(1961年1月6日第三種郵便物認可) 第42号

通二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

一九六七年
五月二十六日

規則
則

規則第四十一号
外國産米穀の管理及び価格安定に関する立法施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

規則
則
目 次 ページ

○琉球政府立医学図書館図書利用規程(厚生局訓令第一号) 6

○外國産米穀の管理及び価格安定に関する立法施行規則の一部を改正する規則

○へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則(規則第41号)

○船員法施行規則の一部を改正する規則(規則第43号)

○協同組合法施行規則の一部を改正する規則(規則第44号)

○肥料登録について
○二級建築士試験の施行について
○農業の登録について
○土地建物取引業者の営業保証
○金還付公告
○押収物還付公告
○失踪宣告

正誤

11 9 9 8 8 8 7

示

4 2 1 1 1 1 1

規則
則
附 則

外國産米穀の管理及び価格安定に関する立法施行規則(一九六五年規則第九
十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「日歩一・七五セント」を「日歩二・三セント」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、一九六七年六月一日から適用する。

規則第四十二号
へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則

へき地勤務手当支給規則(一九五七年規則第三十六号)の一部を次のように
改正する。

別表の沖縄群島の項中「一久米島具志川村字大田一那霸保健所衛生監視員久
米島駐在所」の次に次のように加える。

久米島具志川村

字嘉手丸

那霸税關久米島税關出張所

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九六六年十一月七日から適用する。

規則第四十三号

船員法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

○琉球通貨と日本通貨との換算割合について(郵政庁告示第7号)

○都市計画事業及び執行年度の認可について(告示第百八十九号)

○都市計画施設の位置変更認可について(告示第百八十八号)

○へき地勤務手当支給規則(規則第41号)

○警察局職員定員表中訂正

○戸籍法施行規則中訂正

○久米島具志川村

○那霸税關久米島税關出張所

1967年5月26日(金曜日)

公 報

船員法施行規則の一部を改正する規則
**船員法施行規則(一九六一年規則第八十一号)の一部を次のように改正す
 る。**

附則第八十七条の次に次の二条を加える。

(琉球に在留しない非琉球人に関する特例)
**第八十八条 琉球に在留を要しないもので、非琉球人の雇用に関する規則(一
 九六五年規則第百十二号)第五条に基づき、行政主席の雇用許可を受けた者
 は、第三十二条の規定にかかわらず、第十二号書式の申請書に、行政主席の雇
 用許可証写一通を添付して、船員手帳の交付を申請することができます。**

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第四十四号

協同組合法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

協同組合法施行規則の一部を改正する規則

**協同組合法施行規則(一九五七年規則第三十五号)の一部を次のように改正
 する。**

第二十八条の次に次の二条を加える。

(商工信用協同組合に関する特例)

第二十八条の二 前条の規定は、繰越損失金があるため、自己資本の額が少なく又は零以下の商工信用協同組合であつて行政主席が相当と認めたものには、適用しない。

この場合、当該商工信用協同組合が五百ドル以上の固定資産を取得し又は拡充しようとするときは、行政主席の承認を受けなければならない。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(商工信用協同組合の支払準備)

第三十一条の二 商工信用協同組合は、前条の規定にかかわらず貯金の払戻し及び定期積金の給付に充てるために、前条各号の金額の合計額以上の金額を、銀行、相互銀行又は郵便局への預け金及び現金で保有しなければならない。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(貸付基準の特例)

第三十二条の二 繰越損失金が多額にある商工信用協同組合について前条第二

項第一号及び第二号の規定を適用した場合、一組合員に対する貸付が不可能若しくは極度に少額になるときは、前条第二項第一号及び第二号の規定にかかるわらす行政主席の承認を受けた金額によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第百八十七号

**肥料需給安定法(一九五八年立法第九十号)第七条第一項の規定に基き、一
 九六八年度肥料需給計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告
 示する。**

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

記

一 前年度からの繰越数量	八、〇〇〇トン
二 輸入見込数量	一一七、〇〇〇トン
三 消費見込数量	一一三、五〇〇トン
四 需給調整用としての保留数量	〇トン
五 翌年度への繰越数量	一一、五〇〇トン

告示第百八十八号

**那覇都市計画市場の位置変更については、都市計画法第三条の規定に基づき
 次のとおり認可する。**

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

那覇都市計画市場の位置変更

**都市計画市場中、牧志市場(一九六六年告示第三号)を次のとおり変更す
 る。**

牧志市場 **名 称** **位 置** **地 積 (m²)** **摘要**

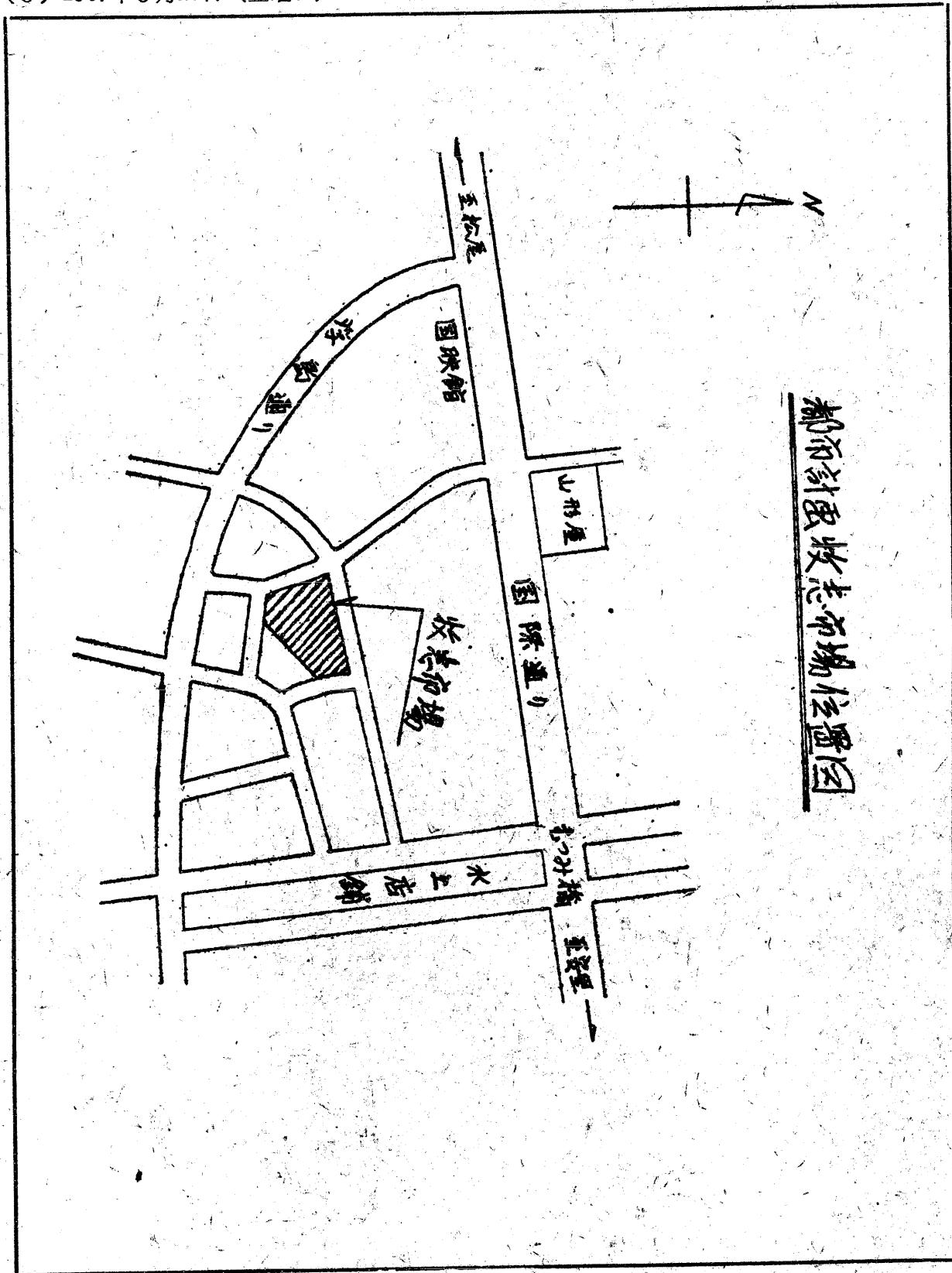
牧志町一丁目	二、一四九	(六五〇坪)
--------	-------	--------

(別紙図面表示のとおり)

(3) 1967年5月26日(金曜日)

公

報 第42号



公報第42号

0520

告示第百八十九号

宜野湾都市計画事業及びその執行年度については、都市計画法第三条の規定に基づき次のとおり認可する。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

宜野湾都市計画事業第二地区(新城工区) 土地区画整理事業及び

その執行年度

第一 都市計画第二地区(新城工区) 土地区画整理事業を次のように都市計画事業とする。

- (1) 区域 宜野湾市字普天間前筋原の一部
" " 字野嵩知念堂原の一部
" " 字新城西原の一部
" " 字新城新城原の一部

(別紙図面表示のとおり)

- (2) 地積 一六・三ヘタタール

第二 前項の事業の執行年度割を次のとおりとする。

一九六七年度 約三割五分

一九六八年度 約三割二分

一九六九年度 約一割二分

宜野湾都市計画街路事業及びその執行年度

第一 都市計画街路中、一等二類二号の一部を都市計画事業とする。

等 類 号	街 路 番 号	名 称	起 点	終 点	経 過 地	形 状	寸 法	摘要
一								
二								
三								

字新城

字新城

二・〇四 (米)
三四六・五 (米)
歩道のみ

第一 都市計画排水路中、第一号排水路及び第七号排水路の各一部を都市計画事業とする。

番号	起点	終点	経過地	形 状	寸 法	摘要
一	字新城	字新城	一	延長	(米) 一七四・八〇	(米) 上九〇部 (耗) 〇・九〇
七	字真栄	字真栄	原新町 原新町	八〇・〇〇	一・五〇〇	〇・八〇

第二 前項の事業は、一九六七年度において執行する。

第二 前項の事業は、一九六七年度において執行する。

(5) 1967年5月26日(金曜日)

公 告

第42号

宜野灣市計画事業第二地区(新城工区)土地整理整備事業

$$S = \frac{1}{3,000}$$



公報第42号

0522

通産局事項

郵政庁告示第七号

日本政府郵政省における外國郵便為替等に適用する外國貨幣換算割合の改正に伴い郵便局で取り扱う年金恩給等給与金の琉球通貨換算割合をつぎのとおり改正する。

この告示は、一九六七年五月二十九日から実施する。

一九六七年五月二十六日

郵政庁長 佐久本 嗣 善
一、琉球通貨と日本通貨との換算割合は「一ドルにつき三六二円四五錢」を「一ドルにつき三六二円二〇錢」に改める。

厚生局事項

厚生局訓令第二号

琉球政府立医学図書館図書利用規程を次のように定める。

一九六七年五月二十六日

厚生局長 山川宗英

琉球政府立医学図書館図書利用規程

(趣旨)

第一条 琉球政府立医学図書館（以下「館」という。）における図書館資料（以下「図書」という。）の利用は、この規程の定めるところによる。

(利用の方法)

第二条 この規程による図書の利用の方法は、館内閲覧、貸出、複写及び参考調査とする。

(館内閲覧)

第三条 図書を閲覧しようとする者は、入館の際に閲覧票の交付を受けなければならない。

2 図書の閲覧は、館内所定の場所であるものとする。

(閲覧時間)

第四条 図書の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

(閲覧業務を行なわない日)

第五条 月曜日、住民の祝祭日及び年末年始とする。

(貸出を受けることのできる者)

第六条 図書の貸出を受けることのできる者は、次のとおりとする。

- 一 琉球政府の医療及び公衆衛生機関の職員
- 二 沖縄医師会及び沖縄歯科医師会の会員

三 前号に準ずる者

四 その他館長が適当と認めた者

(貸出をしない図書)

第七条 次に掲げる図書は貸出をしない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

一 辞典、事典、書誌等の参考書

二 展示期間中（二週間）の雑誌

三 その他館長が貸出すことを不適当と認める図書

(貸出図書の数)

第八条 同時に貸し出すことのできる図書の数は、三点以内とする。ただし、未返納の図書があるときは、その図書を含めて三点以内とする。

2 館の業務のため必要があると認めるときは、前項の数を制限することがある。

3 館長が特に必要があると認めたときは、第一項の規定にかかわらず、図書の数を増加することができる。

(貸出期間)

第九条 図書の貸出期間は、十日以内とする。

2 貸出期間の更新は認めない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 館の業務のため必要があると認めたときは、貸出期間中にかかわらず、貸出図書の返納を求めることができる。

(貸出の手続)

第十条 図書の貸出を受けようとする者は、所定の用紙に所要の事項を記入し、申込むものとする。

(貸出を受けた図書の利用の規制)

第十一條 貸出を受けた図書は、転貸することができない。

2 図書の貸出を受けた者が、退職、転職又は休職する場合は、ただちに図書

(7) 1967年5月26日(金曜日)

公 報

(貸出を受けた者の責任)

第十二条 図書の貸出を受けた者は、その図書の返納期限を厳守し、また、館の必要により期限前に返納の要求を受けた場合は、ただちに返納しなければならない。

2 貸出を受けた図書を亡失し、又は損傷したときは、ただちに、その旨を館に通報しなければならない。

(複写)

第十三条 図書の複写については、別に定める図書複写規程による。

(参考調査)

第十四条 参考調査の依頼に対しては、主として館の所管する図書について調査し、回答を行なうものとする。

2 参考調査の範囲は、原則として次のとおりとする。

一 依頼事項に関する参考文献の紹介

二 依頼事項に関する参考文献の所蔵箇所及び利用手段の提示

3 参考調査を依頼する者は、文書、口頭、電話等の方法により申し込むことができる。

(利用の制限)

第十五条 この規程又は館長の指示する事項に違反した者その他不都合の行為をした者に対するは、図書の利用を禁止することができる。

(弁償の責任)

第十六条 貸出を受けた図書又は閲覧中の図書を亡失し、又は損傷した者は、当該図書に代るべき図書を納入し、又は相当な代価を弁償しなければならない。

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第六条の規定に基づき次のとおり肥料の登録をしたので同法第十三条の規定により公告する。

一九六七年五月二十六日

公 告

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第六条の規定に基づき次のとおり

A 行政主席 松岡政保

一、登録番号 輸第二〇二号

二、肥料の名称 蛇の目印四一硅酸苦土石灰

三、保証成分量 可溶性珪酸四一・〇%

アルカリ分四八・〇%

四、輸入業者の 豊見城村字根差部七一〇番地

住所及氏名 琉球肥料株式会社

社長仲田睦男

建築士法(一九五三年立法第八十七号)第十四条の規定により一九六七年二级建築士試験を次のとおり施行する。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

一 試験科目 建築計画 午後二時～午後三時三〇分

二 試験科目 建築施工 午後二時四十五分～午後五時十五分

三 申込受付期間 建築法規 午前九時～午前十時三〇分

建築構造 午前十時四十五分～午後〇時十五分

建築設計製図 午後一時～午後五時三〇分

一九六七年六月一日から六月十四日まで

四 受付場所 建設局土木建築部建築課

宮古建設事務所

八重山建設事務所

五 試験場所 沖縄工業高等学校

八重山 宮古

六 詳細は建設局土木建築部建築課へお問い合わせ下さい。

1967年5月26日(金曜日)

公

報

第42号(8)

農業取締法第四条の規定に基づき次のとおり農業を登録したので同法施行規則第七条の規定により公告する。

一九六七年五月二十六日

行政主席 松岡政保

一、登録番号 製第

二、農業の種類及び名称 ダイセンM-1四五

三、製造業者の氏名及び住所 社長伊佐真一

第一農業株式会社
南風原村字兼城五五一

四、製造場の名称及び所在地 右同

土地建物取引業者の営業保証金還付公告

一九六七年五月二十六日

法務局長 久貝良順

左記の者は、一九六七年五月十七日土地建物取引業を廃業し、一九六七年五月十八日土地建物取引業者の営業保証金の取りもどしの申請があつたから、左記の者との取引に関し生じた債権を有する者は、本公告後六カ月以内にその債権額および債権発生の原因たる事実並びに住所氏名を記載した申請書二通を法務局長あて提出し、還付の請求をして下さい。

なお、六カ月以内に還付の請求がない時は、左記の者の供託した営業保証金は取りもどされる。

記

名 称 合名会社泉不動産取引所

代表者 氏名 上里 総俊

代表者住所 那霸市字松尾二三二番地

事務所所在地 上里 総俊

取引主任者氏名

登録年月日 一九六七年三月十五日

登録番号 第一七一号

営業保証金の額 参百弗

押収物還付公告
一九六七年五月十二日

那霸治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六六年領第四八〇号(垣花武二に対する道路運送法違反被疑事件)

一、レインコート(一着) 質物取受 被疑事件

二、現 金 二五仙 八、シヤツ一枚

三、現 金 三〇仙 九、手 鍵 二個

四、現 金 二五仙

五、押収物 還付公告
一九六七年五月二二日

那霸治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六六年領第四八〇号(垣花武二に対する道路運送法違反被疑事件)

一、現 金 (十五仙) 受還付人 垣花武二

二、押収物 還付公告
一九六七年五月二二日

那霸治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六七年領第三九号(平良茂に対する窃盗被疑事件)

一、腕時計(男物) 一個 受還付人 不明

二、" (女物) 一" " "

三、トランジスタラジオ 一台

押収物 還付公告
一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六七年領第三九号(平良茂に対する窃盗被疑事件)

一、腕時計(男物) 一個 受還付人 不明

二、" (女物) 一" " "

三、トランジスタラジオ 一台

公報第42号

0525

(9) 1967年5月26日(金曜日)

公 告

第42号

四、トランジスタラジオ一台 受還付人 不明
五、扇 風 機 三台 " "

三、梅 酒(台灣産)一本 受還付人 不明
四、紅露酒(")一本

押収物還付公告

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

押収物還付公告

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

中央巡回検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六六年領第三二一号(高安茂に対する窃盗被疑事件)

一、立会封金 六拾五仙 受還付人 高安茂

押収物還付公告

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六六年領第一二二号(池原盛一に対する窃盗被疑事件)

一、アンダーシャツ一枚 受還付人 不明

二、ワイシャツ 一" "

三、シャケツ 一"

押収物還付公告

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六七年領第二二号(平良達夫に対する窃盗被疑事件)

一、ハンドバッグ 一個 受還付人 金城建留子

二、立会封金 壱拾七拾七仙 "

押収物還付公告

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六七年領第二六号(山城定彦に対する税関手続法違反被疑事件)

一、ペイン缶詰(台湾産)五百四個 受還付人 不明

二、" (") 参拾壹個 "

押収物還付公告

一九六七年五月一六日

中央巡回検察庁

一九五七年四月四日付公報号外第十号登載の戸籍法施行規則の附録第一号
様式(七ページ)中名欄は別紙のとおり誤り。

法務局民事部民事課

1967年5月26日(金曜日)

報 公

第42号(10)

籍 本

誤(附錄第一號樣式)

名 氏

生出 母父 生出 母父 生出 母父

公報第42号

籍 本

正(附錄第一號樣式)

名 氏

生出 母父 生出 母父 生出 母父

0527

(11) 1967年5月26日(金曜日)

公 報

第42号

一九六七年五月九日付公報第三十七号登載の「警察局職員定員表」の一部改
正の告示中次のとおり誤り

		警 察 本 部					
総	計	警 務 課	用 度 補 給 課	警 察 学 校	保 安 課		
		警 務 課	用 度 補 給 課	警 察 学 校	保 安 課		
総	計				19		
2級翻訳職					5		
1級通信機械職							

を

		警 察 本 部					
総	計	警 務 課	用 度 補 給 課	警 察 学 校	保 安 課		
		警 務 課	用 度 補 給 課	警 察 学 校	保 安 課		
総	計				18		
2級翻訳職					4		
1級通信機械職							

を

		警 察 本 部					
総	計	警 務 課	用 度 補 給 課	警 察 学 校	保 安 課		
		警 務 課	用 度 補 給 課	警 察 学 校	保 安 課		
総	計				18		
2級翻訳職					4		
1級通信機械職							

を

公報第42号

0528

1967年5月26日(金曜日) 公

報 (1961年1月6日第三種郵物認可) 第42号(12)

改める。

警 察 本 部					
	總 計	警 務 課	用 度 补 給 課	警 察 学 校	保 安 課
總 計			18		19
3級翻訳職					
1級通信機 械職			4		

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局涉外広報部文書課

一大同印刷工業株式会社

公報第42号

0529